

コンパクトシティ形成に向けた 「立地適正化計画」及び「地域公共交通網形成計画」の策定について

1 計画策定の背景と目的

- 本市は、平成15年11月に策定した北九州市都市計画マスタープランにおいて、街なか重視のまちづくりを推進することとし、様々な施策を総合的に展開。
- 国においては、急速な人口減少と超高齢化の状況においても、持続可能な都市経営を確保するため、都市のコンパクト化を積極的に推進することとし、平成26年8月、都市再生特別措置法の改正により、「立地適正化計画」を制度化。
- また、まちづくりと一体となった、地域の最適な公共交通ネットワークの実現を図るため、平成26年11月、地域公共交通活性化再生法の改正により、「地域公共交通網形成計画」を制度化。
- 本市においても、今後、市民生活を支えるサービスを確保し、地域の活力を維持・向上するためには、生活利便施設や住居がまとまって立地する「コンパクトなまちづくり」と、これらの施設へのアクセスを確保する「地域公共交通ネットワークの再編」が不可欠。

2 計画の概要

(1) 立地適正化計画

- 根拠法
都市再生特別措置法（平成26年8月1日改正施行）
- 計画に定める主な事項
 - ・ 居住を誘導し人口密度を維持する「居住誘導区域」
 - ・ 医療・福祉・商業等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」
 - ・ 区域に誘導するための、居住環境の向上や公共交通の確保等の具体的方策

(2) 地域公共交通網形成計画

- 根拠法
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成26年11月20日改正施行）
- 計画に定める主な事項
 - ・ まちづくりと連携した地域公共交通ネットワーク再編に関する基本的な方針
 - ・ 基本的な方針を実現するための、具体的方策

3 検討体制と策定期期

(1) 検討体制

○ 立地適正化計画

都市計画審議会に、学識経験者からなる専門小委員会を設置し検討する。

○ 地域公共交通網形成計画

学識経験者や交通事業者等からなる北九州市環境首都総合交通戦略推進連絡会（法定協議会）及び同幹事会で検討する。

(2) 策定期期

今後検討を進め、議会報告やパブコメ募集など市民意見を反映する手続きを経て、平成28年4月を目途に策定する予定。

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 平成26年8月1日施行

住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置を講ずる。

背景

- ◆我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれている。
- ◆都市全体の構造を見渡しなが、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進（多極ネットワーク型コンパクトシティ化）していくことが必要。

法案の概要

■ 都市再生特別措置法の一部改正

○立地適正化計画の作成

- ・市町村は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画（「立地適正化計画」）を作成することができる。
- ・立地適正化計画には、その区域のほか、おおむね以下の事項を記載する。
 - ・**居住誘導区域**（居住を誘導すべき区域）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策
 - ・**都市機能誘導区域**（居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域）及び市町村が講ずべき施策 等

都市機能誘導区域

居住誘導区域

- ①区域内に誘導すべき施設（「誘導施設」）について都市計画で「特定用途誘導地区」を定めた場合、用途・容積率規制を緩和
- ②誘導施設を整備する事業者への民間都市開発推進機構による出資等による支援
- ③区域外における誘導施設の建築等を事前届出・勧告の対象とする 等

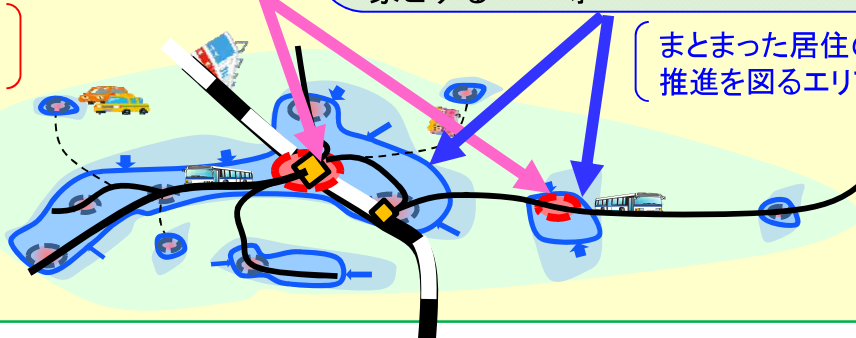
- ①住宅整備を行う民間事業者による都市計画・景観計画の提案制度を導入
- ②区域外における一定規模以上の住宅等の建築等を事前届出・勧告の対象とする
- ③区域外の一定の区域を「居住調整地域」として都市計画で定めた場合、一定規模以上の住宅等の建築等を開発許可の対象とする 等

生活サービス機能の
計画的配置を図るエリア

まとまった居住の
推進を図るエリア

公共交通

地域公共交通活性化再生法
改正との連携（調和規定）



■ 建築基準法の一部改正

特定用途誘導地区内に誘導すべき施設について容積率及び用途の制限を緩和する。

■ 都市計画法の一部改正

特定用途誘導地区及び居住調整地域は、市町村が都市計画に定める。

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律

平成26年11月20日施行

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、

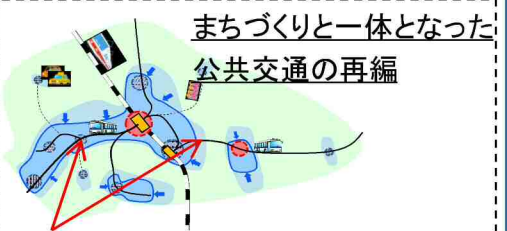
- ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成
- ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成
- ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定める。

背景

◆ 人口減少や高齢化が進展する中、地域社会の活力を維持・向上させるために、地域公共交通が果たす役割は増大

- ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動の確保
- ・コンパクトシティの実現のため、拠点間などを結ぶ公共交通ネットワークの構築
- ・国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流の活発化 等

◆ これらの要請に応えるためには、民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、



計画的に配置された生活サービス機能へのアクセスの確保のため、公共交通の充実が必要。

地域公共交通の再定義

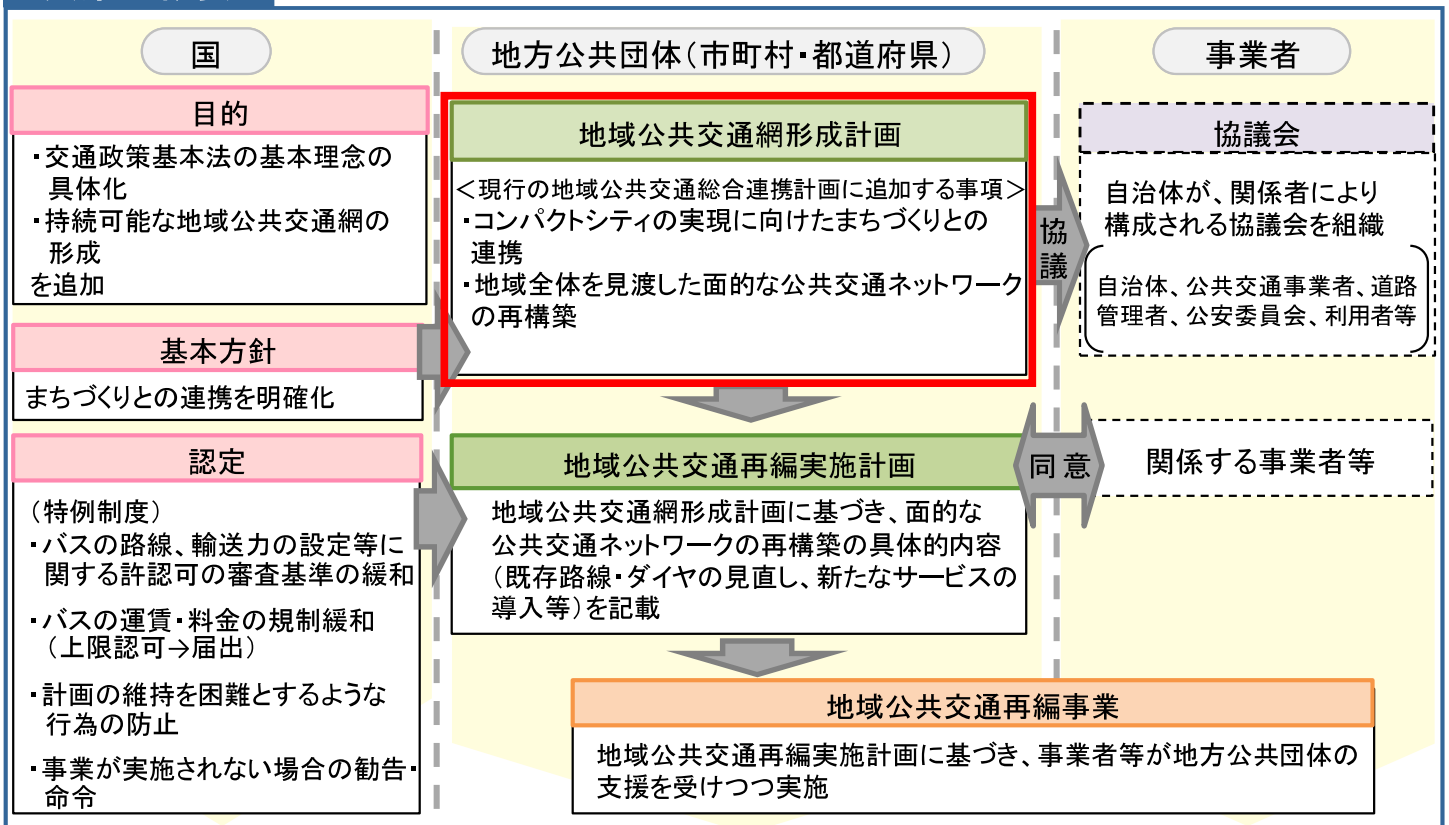
地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要



▲LRT

▲デマンド交通

法案の概要



地域にとって最適な公共交通ネットワークの実現を強力に推進